秦野市カルチャーパーク及び秦野市立 おおね公園指定管理者候補選定結果報告書

令和3年7月

秦野市カルチャーパーク及びおおね公園 指定管理者選定評価委員会

1 選定方法及び選定結果

(1) 選定方法

募集要項に定めた応募資格等を全て満たしている事業者から提出された 事業計画書の内容について、あらかじめ定めた審査項目別に秦野市カルチャーパーク及びおおね公園指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)において、全委員の評点の平均点を基に総合的に判断のうえ、選定する方法とした。

(2) 選定結果

別紙「指定管理者選定評価委員会評点集計表」に基づき、慎重かつ公正な審議をした結果、高い評点を獲得した申請番号③ミズノグループを指定管理者の候補者として、また、申請番号②シンコースポーツ・小田急電鉄・NTTファシリティーズ共同事業体を指定管理者候補者の次点者として選定した。

申請番号① 95.0点

申請番号②シンコースポーツ・小田急電鉄・NTTファシリティーズ共同事業体104.8点

申請番号③ ミズノグループ

108.6点

2 選定評価委員会の開催経過

秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園の指定管理者候補の選定 に当たり、審査を行った。

なお、指定管理者候補の選定に係る選定評価委員会の開催経過は、次のと おりである。

- (1) 第1回選定評価委員会(書面開催)令和3年4月12日意見書提出期日 募集要項及び仕様書の検討及び決定
- (2) 第2回選定評価委員会 令和3年7月5日

正副委員長の選任、施設の管理・運営状況に係る外部評価、指定管理者 指定申請者の審査及び指定管理者候補者の選定

3 選定までの主な経過

(1)	公募開始日	令和3年4月15日(木)
(2)	現地見学会	令和3年4月27日(火)
(3)	質問受付期限	令和3年5月11日(火)
(4)	質問回答期限	令和3年5月18日(火)
(5)	申請書受付期限	令和3年6月15日(火)
(6)	第1次審査(書類審査等)	令和3年6月23日(水)
(7)	第2次審査 (プレゼンテーション)	令和3年7月 5日(月)

4 募集の趣旨

秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園の管理運営業務について、 民間の活力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を図るとと もに、効果的かつ効率的に運営するため、地方自治法(昭和22年法律第 67号)第244条の2第3項及び秦野市都市公園条例(昭和50年秦野市 条例第9号)第32条第2項の規定に基づき、指定管理者を募集したもので ある。

5 施設の概要

(1) 名称及び所在

4	名 称	所 在 地
カルチャーパーク	総合体育館	秦野市平沢148番地
(約 197,000 m²)	管理事務所	ほか
	旧管理事務所	
	陸上競技場	
	野球場	
	庭球場	
	水泳プール(夏期のみ)	
	中央こども公園	
	ジョギングコース	
おおね公園	管理事務所(温水プール・	秦野市鶴巻940番地
(約 68,000 m²)	トレーニングルーム)	
	施設管理棟	
	庭球場	
	多目的広場	
	スケーティング場	
	ゲートボール場	
	ジョギングコース	
	わんぱく広場	

(2) 施設設置目的

ア 秦野市カルチャーパーク

文化、教養、スポーツ及びレクリエーションの場を一体的に市民及び 滞在者に提供することにより公共の福祉を増進し、持続可能で活力のあ るまちづくりに役立てることを目的としている。

イ 秦野市立おおね公園

都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づく都市公園として、公 共の福祉に資することを目的としている。

6 指定管理者の応募資格等

- (1) 応募資格は、法人若しくはその他の団体(以下「法人等」という。) 又は複数の法人等により構成された共同企業体(以下「グループ」とい う。)で、次の各号の要件を全て満たすこととしたものである。
 - ア 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け たことがないこと。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定 により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中でないこと。
 - エ 市税、県税及び国税を滞納していないこと。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例(平成23年秦野市条例第18号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
 - カ 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関 に認定された日から2年を経過していない者でないこと。
 - キ 現地見学会に参加すること。
- (2) グループでの応募における留意事項

グループで応募をされる場合は、次の事項について留意することとした ものである。

ア (1)のアからカまでの要件は構成する全ての構成員が、また(1)のキの 要件については構成員のうちいずれかの法人等が要件を満たす必要があ ること。

- イ 代表する法人等を定めること。
- ウ 単独で応募をした法人等は、この応募において、別のグループの構成 員になることはできないこと。
- エ 法人等は、この応募において、複数のグループで同時に構成員になることはできないこと。